

生	00	01	3 年
(令和10年 3 月末まで保存)			

生 企 第 5 0 9 号
令 和 7 年 3 月 2 6 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

「特殊詐欺等被害防止対策優良店舗」認定制度の運用について

これまで、「「特殊詐欺被害防止対策優良店舗」認定制度試行運用の終了と「特殊詐欺等被害防止対策優良店舗」認定制度の運用開始について」（令和4年3月24日付け生企第421号、以下「旧通達」という。）に基づき、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺等（以下「特殊詐欺等」という。）の被害を未然に防止した店舗等を特殊詐欺等被害防止優良店舗と認定し、認定証を交付してきたものであるが、引き続き同制度を運用することとしたので、特殊詐欺等の未然防止事案を認知した警察署にあっては、店舗等に対する警察署長感謝状の贈呈に併せて認定証の交付を積極的に実施し、特殊詐欺等の未然防止に向けた協力体制の構築を継続推進されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止とする。

記

1 目的

金融機関やコンビニエンスストア等の特殊詐欺等被害防止に対する意識高揚を図り、継続して被害防止の声掛けや警察への通報を促進することを目的とする。

2 認定対象

特殊詐欺等の詐欺事件で、金融機関やコンビニエンスストア等の従業員による声掛けや通報等により被害を未然に防止した事案につき、警察署長から感謝状を贈呈する店舗等（金融機関、コンビニエンスストア、保険事業者、宅配業者、宅食・介護事業者等）

3 認定者

本職

4 認定方法

特殊詐欺等の被害を未然に防止した店舗に対し、「特殊詐欺等被害防止対策優良店舗」の「認定証」を交付する（別添「認定証」参照。）。

なお、「認定証」は、各警察署において「警察署長感謝状」贈呈とともに店舗等

に交付すること。

5 留意事項

(1) 未然防止事案認知時の報告

優良店舗等の認定業務については、生活安全企画課犯罪抑止対策係(以下「犯罪抑止対策係」という。)が担当することから、店舗等による特殊詐欺等被害の未然防止事案を認知した際は犯罪抑止対策係に報告すること。

(2) 認定証の交付回数

認定証の交付は、原則として1店舗につき1回とし、店舗等の統廃合等により店舗名が変更となった場合でも、新店舗名での再交付は行わない。

担当：生活安全企画課
犯罪抑止対策係

認 定 証

〇 〇 銀 行
〇 〇 支 店 殿

貴店を特殊詐欺等被害防止

対策優良店に認定します

令和 年 月 日

青森県警察本部生活安全部長

警視正 〇〇 〇〇